



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨



本市では、平成27年度に『八千代市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、待機児童対策をはじめとした子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、我が国の急速な少子・高齢化や核家族化の進展、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しました。また、女性就業率の上昇や、それに伴う保育ニーズの増加などを要因に、依然として待機児童も生じております。

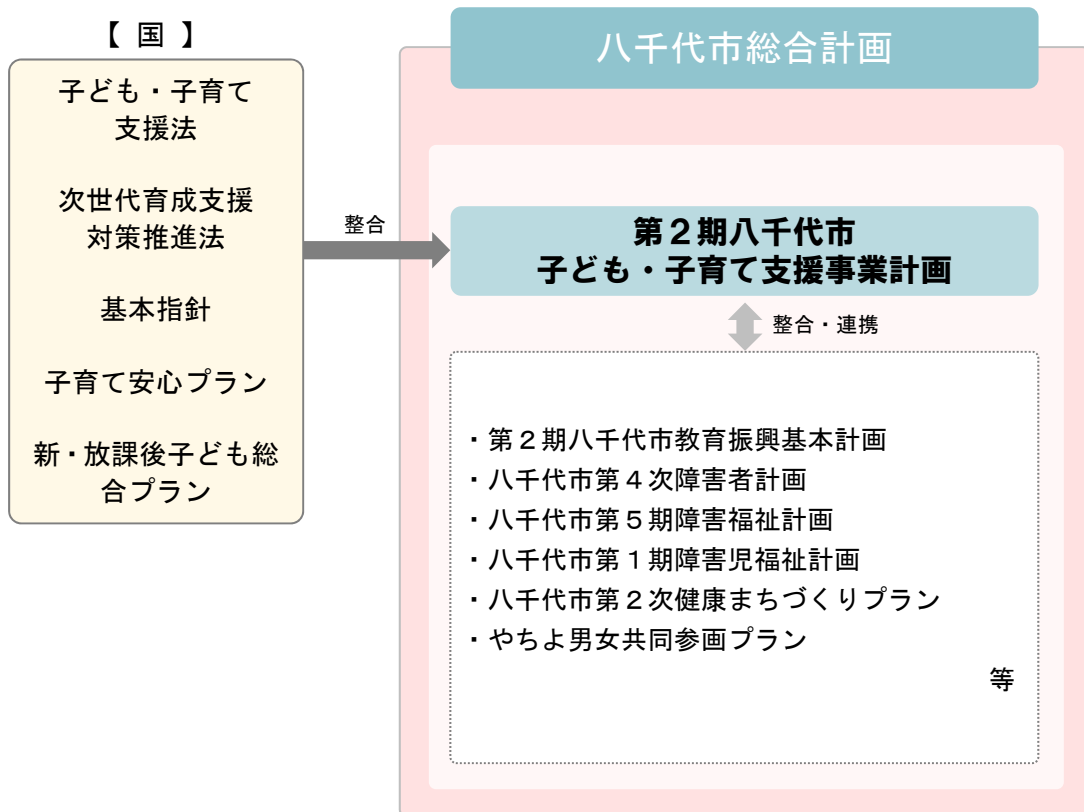
このような中で、平成29年6月には、国が公表した『子育て安心プラン*』において、令和2年度末までに女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされ、また、平成30年9月には、国が策定した『新・放課後子ども総合プラン*』において、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう、学童保育事業と放課後子ども教室*の両事業を計画的に推進していくこととされました。

こうした状況を踏まえ、本市では、引き続き、待機児童の解消に取り組むとともに、子どもを産み、子育てする喜びが実感できるまちを実現し、子育て・子育てを地域全体で支援していくことを目指して、第2期目の『八千代市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法*第61条の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針*等に即し、保育サービスや各種の子育て支援事業等の推進について定めるとともに、次世代育成支援対策推進法*による「市町村行動計画」と一体的に策定するものです。

また、本計画は、八千代市総合計画を上位計画として、児童福祉に関連する分野の部門別計画として位置づけ、関連計画等と整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、必要に応じて、中間年にあたる令和4年度に計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画				
		計画の見直し		

